

人手不足・社員の定着でお悩みの事業主様！

# 軽減税率 飲食業がとるべき対策とは



～消費税率引上げに向けた取り組み～

**①** 今年の10月から消費税が10%に引き上げられるみたいだけど、うちみたいな小さな飲食店にも影響はあるのだろうか。  
税額計算を10%に変えればいだけだよな？

もちろん、影響ありますよ。税額計算だけではなく、領収書の記載内容も変更があります。ちなみに、御社では、食べ物のテイクアウトもできるのですか？

**②** 基本は店内で食べてもらっているんだけど、集客につなげるためにテイクアウトもできるようにしているんだ。テイクアウトだと何か問題でもあるの？

テイクアウトは軽減税率の対象となりますよ。

**③** 軽減税率導入により、同じ商品でも、店内で食べるのとテイクアウトでは、税率が異なるようになります。複数税率対応のレジを導入していなかったり、従業員に対する教育をしっかりとやっていなければ、現場も混乱し、不適切な税額処理によりクレームにもつながってしまいます。消費税率が引き上げられてから慌てる前に対策を講じましょう。

早めに準備を開始しなければ

複数税率対応レジを導入し補助金が活用できる

**④** 軽減税率に対応するため、複数税率対応のレジを導入しました。レジ導入には補助金が活用でき、安く導入することができました。もし、複数税率に対応していなかったら、現場の混乱から従業員の負担増が懸念されましたが、事前に対策ができてよかったです。

レジ操作も簡単でよかったです

軽減税率の対応は万全！

◇：特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めること。飲食料品（酒類を除く）や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率は8パーセントのまま据え置かれます。また、店内での飲食は軽減税率の対象となりませんが、テイクアウトや宅配等は軽減税率の対象とされます。

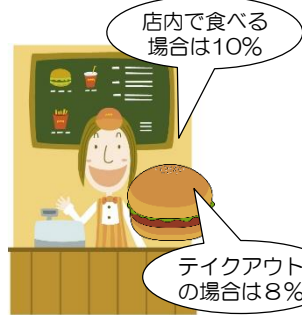
## 取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」  
「設備投資★★」に該当

業種：飲食業 従業員数：15名

当該店舗は外食が原則だが、メニューによってはテイクアウトも可能であった。  
軽減税率導入により、現場の混乱が予想され、その対応による長時間労働を避けるため、設備投資に取り組んだ。

<複数税率対応のレジを導入した※>  
○店内における飲食時は消費税率10%、テイクアウトや宅配（出前）の場合（酒類を除く）は、消費税率8%と、自動的に計算可能！



【軽減税率対応のためのレジ導入※費用に助成！】  
○軽減税率対策補助金（A型）  
補助率原則75%（3/4）  
3万円未満レジ1台のみ場合は80%（4/5）  
1事業者あたりの上限額最大200万円（1台あたり20万円）  
◆令和元年9月30日までに導入・改修を終え、支払いを完了したものに限られます。  
また、補助金には一定の要件があります。

<軽減税率制度に関するお問合わせ先>  
(消費税軽減税率電話相談センター)  
0120-205-553【受付時間】9時～17時（土日祝除く）  
<軽減税率対策補助金等に関するお問合わせ先>  
(軽減税率対策補助金事務局)  
0120-398-111【受付時間】9時～17時（土日祝除く）

- 消費税率が引き上げられる前に軽減税率の対応を終えたことで、想定される現場の混乱を未然に防ぐことができた。
- 最新のレジを導入したことで、レジの操作性が向上し、労働生産性も向上した。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

詳しくは当センター特設サイトへアクセス ▶

愛知働き方改革推進支援センター

検索



QRコードでもアクセス可能です！

愛知働き方改革推進支援センター【平成31年度厚生労働省・愛知労働局委託事業】

相談窓口：名古屋市中種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階（タスクール内）

☎ 0120-552-754

※受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

✉ aichi@task-work.com